

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年1月13日
【四半期会計期間】	第44期第3四半期（自平成26年9月1日至平成26年11月30日）
【会社名】	株式会社ジーフット
【英訳名】	GFOOT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神谷 和秀
【本店の所在の場所】	名古屋市千種区今池三丁目4番10号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目23番5号（東京本部）
【電話番号】	03(5566)8850
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理担当 三津井 洋
【縦覧に供する場所】	株式会社ジーフット東京本部 （東京都中央区新川一丁目23番5号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第43期 第3四半期 累計期間	第44期 第3四半期 累計期間	第43期
会計期間	自平成25年 3月1日 至平成25年 11月30日	自平成26年 3月1日 至平成26年 11月30日	自平成25年 3月1日 至平成26年 2月28日
売上高 (百万円)	74,582	78,726	98,370
経常利益 (百万円)	3,534	4,005	4,423
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,896	2,276	2,180
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	3,326	3,326	3,326
発行済株式総数 (株)	10,417,350	20,834,700	10,417,350
純資産額 (百万円)	18,361	20,465	18,514
総資産額 (百万円)	56,856	60,714	54,319
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	91.03	109.29	104.70
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	15.00	20.00	30.00
自己資本比率 (%)	32.3	33.7	34.1

回次	第43期 第3四半期 会計期間	第44期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成25年 9月1日 至平成25年 11月30日	自平成26年 9月1日 至平成26年 11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	32.38	33.92

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、当社には関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ(当社及び関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間（平成26年3月1日～平成26年11月30日）における当社の属する経営環境は、消費税率の引き上げや円安に伴う海外調達のコストアップ、天候不順などの影響により、厳しい経営環境の靴専門店業界でしたが、以下の対応を進めた結果、売上高、営業利益ともに前年を上回ることができました。

当第3四半期累計期間は、価値あるPB（プライベートブランド）商品の開発に注力するとともに、為替変動にも対応するため生産拠点の見直しを行い、お客さまの多様な価値観に応えられるよう、幅広い分野の商品提案に取り組み、グループ一体となった売上企画を積極的に推進いたしました。

具体的には、グループカード会員向けの売上企画や、テレビ・マスメディアを通じた販促活動に取り組むとともに、積極的な出店を行いました。また、天候変化や社会行事にあわせた売場づくり、シニアのお客さまに履き心地の良い靴のご提案を行いました。

さらに、10月1日からの消費税免税制度の拡充によるインバウンド消費に向けて、免税対応店舗の認可を148店舗取得しました。フィッティングアドバイザー資格者は、当第3四半期累計期間の新規資格取得者を496名増加させ累計1,965名となりました。また、足型計測器導入店舗を累計261店と拡大することで接客サービスの向上に取り組むとともに、iPadを活用したウィークリーマネジメントの徹底と成果事例の水平展開を行いました。

以上の結果、スポーツ・キッズ向けシューズが特に好調だったこともあり、当第3四半期累計期間の売上高は、787億26百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

また、売上総利益率については前年同期比0.4ポイント改善し45.4%となりました。その結果、営業利益40億8百万円（同13.1%増）、経常利益40億5百万円（同13.3%増）、四半期純利益22億76百万円（同20.1%増）と過去最高益となりました。

なお、当第3四半期累計期間の出退店につきましては、出店96店舗、退店17店舗を実施した結果、四半期末店舗数は814店舗となりました。

当社はセグメント情報を記載しておりませんが、商品別売上状況は次のとおりであります。

#### 商品別売上状況

商品別	売上高（百万円）	構成比（％）	前年同期比（％）
婦人靴	23,581	30.0	98.6
紳士靴	13,150	16.7	104.6
スポーツ靴	22,139	28.1	112.3
運動靴・子供靴	14,116	17.9	108.8
その他	5,739	7.3	106.4
合計	78,726	100.0	105.6

(2) 財政状態

(資産)

当第3四半期会計期間末の総資産は607億14百万円となりました。これは主に店舗数及び金融機関の休日に伴う売上預け金の増加により、前事業年度末と比較して63億94百万円の増加となりました。

(負債)

当第3四半期会計期間末の負債は402億49百万円となりました。これは主に金融機関の休日に伴う短期借入金の増加により、前事業年度末と比較して44億44百万円の増加となりました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末の純資産は204億65百万円となりました。これは主に利益剰余金の増加により、前事業年度末と比較して19億50百万円の増加となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	72,000,000
計	72,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年1月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,834,700	20,834,700	名古屋証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	20,834,700	20,834,700	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高(千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年9月1日 (注)	10,417	20,834	-	3,326	-	3,157

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 3,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,413,200	104,132	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 1,150	-	-
発行済株式総数	10,417,350	-	-
総株主の議決権	-	104,132	-

(注) 1. 単元未満株式には、当社所有の自己株式71株が含まれております。

2. 平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割いたしました。記載数値には当該株式分割を反映しておりません。

【自己株式等】

平成26年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ジーフット	名古屋市千種区今池 3-4-10	3,000	-	3,000	0.02
計	-	3,000	-	3,000	0.02

(注) 平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割いたしました。記載数値には当該株式分割を反映しておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年3月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	0.2%
利益基準	4.1%
利益剰余金基準	2.9%

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,562	1,493
売掛金	249	571
売上預け金	2,125	6,783
商品	31,974	34,404
その他	2,165	2,058
流動資産合計	39,077	45,311
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	3,478	3,676
土地	995	938
その他(純額)	904	734
有形固定資産合計	5,378	5,350
無形固定資産		
投資その他の資産	461	388
敷金及び保証金	6,263	6,427
その他	3,142	3,240
貸倒引当金	4	3
投資その他の資産合計	9,402	9,664
固定資産合計	15,242	15,402
資産合計	54,319	60,714
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,263	22,057
短期借入金	3,500	8,400
1年内返済予定の長期借入金	1,561	1,655
未払法人税等	1,737	790
ポイント引当金	279	296
賞与引当金	225	532
役員業績報酬引当金	14	29
その他	3,226	3,954
流動負債合計	33,808	37,717
固定負債		
長期借入金	1,200	1,724
退職給付引当金	28	17
役員退職慰労引当金	41	27
執行役員退職慰労引当金	9	8
資産除去債務	687	724
その他	28	28
固定負債合計	1,996	2,531
負債合計	35,804	40,249



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,326	3,326
資本剰余金	3,157	3,157
利益剰余金	11,133	13,045
自己株式	4	4
株主資本合計	17,613	19,525
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	901	939
評価・換算差額等合計	901	939
純資産合計	18,514	20,465
負債純資産合計	54,319	60,714

(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
売上高	74,582	78,726
売上原価	41,033	42,950
売上総利益	33,548	35,776
販売費及び一般管理費	30,003	31,767
営業利益	3,545	4,008
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	26	28
受取保険料	5	8
その他	1	4
営業外収益合計	33	42
営業外費用		
支払利息	40	45
その他	3	0
営業外費用合計	44	46
経常利益	3,534	4,005
特別損失		
固定資産売却損	94	20
固定資産除却損	46	35
減損損失	31	18
店舗閉鎖損失引当金繰入額	41	-
その他	9	0
特別損失合計	224	76
税引前四半期純利益	3,309	3,928
法人税等	1,413	1,652
四半期純利益	1,896	2,276

【注記事項】

(会計方針の変更)

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社における倉庫在庫の評価方法は、従来、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっておりましたが、第1四半期会計期間より、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）に変更しております。

これは、在庫管理システムの入替を機に、期中における仕入価格の一時的な変動による在庫評価への影響を排除し、より適正な期間損益を算定するとともに、倉庫在庫の増加に対応し、在庫金額確定を迅速化・効率化することを目的としたものであります。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第十号）」が公布され、平成26年4月1日以降開始する事業年度より復興特別法人税が廃止されることとなりました。

これに伴い、平成26年4月1日以降開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は37.8%から35.4%に変動いたします。なお、平成27年4月1日以降開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等についての繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率の変動はありません。

この税率変更により、繰延税金資産が12百万円減少し、法人税等調整額が12百万円増加しております。

(四半期貸借対照表関係)

1. 四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成26年2月28日)	当第3四半期会計期間 (平成26年11月30日)
支払手形	- 百万円	26百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
減価償却費	894百万円	874百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間（自平成25年3月1日 至 平成25年11月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 定時株主総会	普通株式	145	14.00	平成25年2月28日	平成25年5月27日	利益剰余金
平成25年10月2日 取締役会	普通株式	156	15.00	平成25年8月31日	平成25年11月11日	利益剰余金

当第3四半期累計期間（自平成26年3月1日 至 平成26年11月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月23日 定時株主総会	普通株式	156	15.00	平成26年2月28日	平成26年5月26日	利益剰余金
平成26年10月3日 取締役会	普通株式	208	20.00	平成26年8月31日	平成26年11月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年3月1日至平成25年11月30日)

当社は、靴及びインポート雑貨等の販売を主要業務とし、他に不動産賃貸を営んでおりますが、靴等の販売事業の割合が高く、開示情報としての重要性が乏しいと考えられることから、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成26年3月1日至平成26年11月30日)

当社は、靴及びインポート雑貨等の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	91.03	109.29
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,896	2,276
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,896	2,276
普通株式の期中平均株式数(株)	20,830,558	20,828,558

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成26年10月3日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....208百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....20.00円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成26年11月10日

(注) 平成26年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**  
該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 1 月 9 日

株式会社ジーフット

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部 則夫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 一朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーフットの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第44期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年9月1日から平成26年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年3月1日から平成26年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーフットの平成26年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。